

令和5年度 第2回 江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和5年9月7日(木) 午後1時30分～午後3時30分

場 所 グリーンパレス 孔雀

出席者 杉野会長、守島副会長、戸倉副会長、金栗委員、矢島委員、高橋委員、川上委員、加藤委員、鳥澤委員、鈴木委員、藤原委員、日永委員、三橋委員、星委員、蛭川委員、今井委員、塚本委員、大沼委員、佐藤委員、吉澤委員、熊委員、中村委員、久我委員、中川委員

次 第 1. 開 会

2. 議 事

- (1) 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画 意見聴取(懇談会)およびアンケート調査結果について
- (2) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画構成(案)
- (3) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の計画策定の基本的な考え方
- (4) 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画成果目標
- (5) 障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について
- (6) その他

3. 閉 会

<議事要旨>

障害者福祉課長

これより「令和5年度第2回江戸川区地域自立支援協議会」を開会いたします。終了は、午後3時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出欠状況を報告させていただきます。区立小岩第五中学校校長 石井委員、江戸川ろう者協会理事長 佐野委員につきましては、本日、ご欠席となっております。また、守島副会長、鳥澤委員ですが、別の会議に出席しており、終わり次第こちらに遅れてお越しになる予定となっております。

次に、本日の資料につきまして、机上配付をしております。議事の途中、資料の不備、不足等気がつきましたら、お声かけください。

それでは、事務局を代表して、福祉部長よりひと言ご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

障害者福祉課長

健康部長は本日、所用のため欠席させていただいております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

会長

第1回の協議会を6月に開催しましたが、今日初めて出席される委員もいらっしゃるかもしれません。会長をしております、元東京都立大学大学院教授の杉野です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っております。その点について、事務局から報告してください。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区のホームページにて傍聴者の希望を募りました結果、6名の方から申込みがあり、部屋の外でお待ちいただいております。皆様の了承をいただければ、ご入場していただきたいと思っております。傍聴者の方にも資料をお配りしたいと考えております。

会長

傍聴についてのルールは、第1回協議会で決めていただいたとおりです。委員の皆様、よろしいでしょうか。

—委員確認—

会長

それでは、傍聴の方に入室していただいでください。

—傍聴者入室・着席—

会長

それでは、次第に沿って進めたいと思っております。

議事1「江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画に関する意見聴取（懇談会）について」、事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

資料1-1をご覧ください。江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の意見聴取を懇談会として開催しました。7月からこれまでに11回実施し、合計235名の方に参加していただきました。各委員の方にもご参

加いただき、地域で暮らし続けるために必要なことをテーマに、それぞれの立場でご意見を聞かせていただきました。地域で暮らし続けるために必要なこととその他の意見について整理していますので、お目通しいただければと思います。以上です。

会長

この夏の分野別懇談会は、本年度から始めた地域自立支援協議会の企画ですが、参加された委員の方はご協力ありがとうございました。これから開催予定の懇談会が3件ありますので、引き続きご協力の程お願いいたします。

資料1-1は各懇談会に参加された委員の方に事前にご確認いただき、訂正や補足の意見を反映したのになっていると思いますが、改めて、ご自分が参加された懇談会についてご確認いただければと思います。追加で訂正や補足がある委員は、この場で挙手してご発言をお願いします。

まず、この資料1-1について、確認と確定をしたいと思います。未開催のものについては、次回に追加でご報告いただく形でよろしいですか。

事前のご案内では、この懇談会の様子を参加した委員から一人ずつ、ご報告いただくことになっておりましたが、本日は障害福祉計画の見込量や、秋のテーマ別懇談会についても協議の時間を取りたいと思っています。そこで、私の方から障害福祉計画策定の根拠資料となる江戸川区生活ニーズアンケート調査と夏の懇談会結果の位置づけと、その結果を私なりにまとめたものを報告させていただきたいと思います。その後、委員の皆さんと協議の時間を設けますので、夏の懇談会について報告がある委員は、その時間にご報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは資料1-2をご覧ください。はじめに、地域自立支援協議会懇談会とアンケート調査の位置づけです。本日の資料4の1ページと4ページに記載がありますが、障害福祉計画は、国の基本方針と江戸川区の基本理念、そして地域の実情を踏まえて策定します。

地域の実情の具体的な根拠として、各自治体ではアンケート調査を実施します。江戸川区では「江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査」を実施し、第1回協議会で結果の資料を配付しています。また、協議会の議事録が江戸川区のホームページに挙がっており、そこにもアンケート調査の概要版が掲載されています。

本日は、第7期障害福祉計画のサービス見込量等について、ご意見をいただくのが主な議題となりますが、その際には資料1-1の意見聴取とアンケート調査の結果をこの場で皆さんと共有したうえで、ご意見をいただきたいと思います。

懇談会意見については先ほど皆さんと共有いただいたところですが、資料1-2の1に私なりのまとめを作りました。2点補足説明させていただきます。

「(1) 地域生活継続課題と対応施策」の項目に、「ショートステイ、グループホーム、重度者居宅サービスの不足」とありますが、「居宅サービス」は訪問サービスのことで、ショートステイもグループホームも法的には居宅サービスになります。また、「重度者」は具体的には医療的ケア児者、重症心身障害児者、重度知的障害者を意味しています。

「(2) その他の意見」として色々挙げていただきましたが、整理すると障害理解・手話の普及と災害時避難所は、次回協議会の議題となる障害者計画の対象になると思います。それ以降の項目は、本日の議題である障害福祉計画の対象事項でもあると考えています。

「放課後デイの保護者問題」は障害福祉だけで対応できる話ではないと思うので、もっと広い視点で見ていかないといけないと思いました。

資料の裏面をご覧ください。江戸川区生活ニーズに関するアンケート調査結果のまとめです。アンケートの回収率は6割を超えているので、信頼性は高いと言えますが、対象者約4万人のうち3%の抽出で1,337人にしかアンケートを配布していません。この1,337人に偏りがなければ若干不安な点があります。

例えば要介護高齢者のように、ある程度均質な人口を対象とした場合は、無作為抽出という方法で正確に測ることはできますが、障害者はかなり多様な人口なので、要介護高齢者を対象とした調査よりは、誤差が大きいことを頭に入れてみてください。

そのうえで、調査結果の特徴は、本人年齢40歳以上が6割であり、本人の年齢が高いことがはっきり結果に表れている印象です。さらに知的と重心では親との同居率が9割という結果も、国のデータから見れば、思っていたよりは高い感じがしました。

そのことが何を意味するかというと、親と同居している方が知的と重心の中では多くて、高齢化に切迫した課題があるということです。本人が40歳以上ということは、親は70歳以上なので、我々の感覚から言うと、支援に入って行かなければいけない状態で難しい。どこでスクリーニングするかといえば、緊急性の高い6090問題、本人が60歳で親が90歳以上というところから考えていかないといけません。このことは懇談会の意見聴取でも出ている問題で、本人が元気なのであまり危機感がなかったような気がします。よくよく考えると一刻を争う問題だと思いました。親子の高齢化問題は意見聴取とアンケート結果の両方で明らかな点だと思います。

知的と重心の方は支援の必要度も高いわけですが、そこに焦点を当てていかないといけません。一方で、支援の必要性が相対的に低い方、例えば難病、身体障害、精神障害の方は大丈夫なのかということ、配偶者との同居率が高いのが特徴で、本人の自立度が高いので配偶者と同居しているのか、配偶者が支援するのでサービスの必要性が低いのか、両方の解釈があり得るわけです。配偶者が支援しているケースは潜在的なリスクもあると考える必要があります。配偶者が病気になられたとか、災害発生時の場合に大丈夫なのかということです。

もう一つ注目するデータは、持ち家率が障害者世帯で高いという点です。全体的に高齢化しているので、今後徐々に、持ち家の親子で同居生活を継続していくことが困難になっていくと思います。その対策として今グループホームを増設していますが、それだけでは追いつかないのは目に見えています。今ある持ち家の改造や、自宅で何とか訪問サービスを使って生活を継続していく等、自宅を活用した継続方法を同時に考えていかないと、グループホームを作っても焼け石に水の状態となります。また、将来的には空き家対策も必要になるので、持ち家については住宅政策と連携しながら、使用できる持ち家はアセスメントして、どうしても無理な持ち家はどこか別のところ

へと考えていく必要があると思いました。

医療的ケア利用者調査は、障害者ニーズ調査とは別に実施されましたが、調査対象の99%が自宅で生活し、家族が介護している状況です。この比率も予想していたよりも大きいという印象でした。介護福祉サービスの利用については、医療的ケアサービスに比べると低調ですが、これは全国的な傾向ではないかと思います。例えば、重症心身障害児者とか医療的ケア児者の家族は、子どもの介護や看護は熟練の域に達している方が多く、外部の介護サービスへの満足度は非常に低い傾向があります。初めてサービスに入るヘルパーのひとつひとつの所作にチェックが入る傾向はどこでもあると思います。そうした傾向がこのデータからもうかがえると思います。

私からの報告は以上です。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いします。懇談会の報告でも大丈夫です。

委員

江戸川区移動支援等事業者連絡会と自立生活センターSTEPえどがわに参加しました。双方に共通していたのは、ヘルパーの人材不足のことです。

先に参加した移動支援等事業者連絡会では、強度行動障害だと一人ひとりの特性を受け止めるスキルを身につけることは難しいので、次世代を育てることも難しい。ひいてはヘルパーの高齢化も目立つようになってきているという話がありました。資格を取れば昇格するという仕事とは違って、個人個人の経験で成り立っている仕事でもあるので、スキルアップしたいと思える労働環境をどう整えたらいいのかは難しい問題で、そのために就労定着支援金がありますが、更にどう拡充するか、介護という仕事の見せ方も含めて工夫が必要と感じています。

STEPえどがわでは、普段の生活の中である様々なことを1時間の懇談会では伝えきれないので、一緒によりよい社会を考えるために区と定期的に会える場がほしいということをお伝えさせていただきました。

配付資料のその他の意見として「ヘルパーが不足している」とありますが、STEPえどがわは家族の有無にかかわらず、地域で暮らし続けることにこだわっている団体なので、ヘルパー不足は大きな課題で、いつも気にしていることです。ヘルパーが不足すると思うような生活を維持するができなくなるという現実が目の前にあります。肢体不自由児の父母の会で、「入所と通所施設が一体となったものがほしい」という意見がありますが、住む場所と日中活動の場を繋ぐヘルパーや送迎人員がいれば、時代の流れに逆行するような施設がほしいという意見や発想も減ると思うと、ヘルパーの数の維持は、どのように暮らすかという根本の大事な柱だと感じています。

もう一つ、ヘルパーが足りていれぱずと暮らせるのかといたらそうではなく、現時点で支援が必要な人の支援、特に家族が行っている様々なこと、財産管理とか身上保護、日常の金銭管理、医療の同意や死後の事務手続き、保証人作業が残っているというところも、親御さん自身が亡くなった後が心配だと言っている理由の一つだと改めて感じました。

一方で、ヘルパーのスキルを親と同じところまで求められると、ヘルパー不足の解

消もままならない。そういった点もふまえて、色々意見を言い合う部会を設置してほしいという意見には大賛成です。以上になります。

会長

ありがとうございます。ヘルパー不足は色々な懇談会でも意見が出ていたと思います。なかなか解決策は思いつかない部分があり、今おっしゃっていただいていたと思います。

委員

放課後等デイサービス連絡会と相談支援連絡協議会に参加させていただきました。移動支援等事業者連絡会では、先程の委員さんがおっしゃっていただいた様なことを私も感じたところです。

相談支援の仕事をしておりまして、ヘルパーの高齢化の話は、相談支援も一定の経験が必要かと思いますが、若手の人材不足を感じながら聞かせていただきました。

放課後等デイサービス連絡会においては、相談支援の立場で話を聞いてしまうのですが、今日の資料にもある「利用できるサービスが分かりづらく相談できる場所がほしい」という意見は多く出ていて、私自身も課題だと感じるころではありました。相談支援が十分に認識されていないところから、放課後等デイサービスの領域においては、ニーズと提供されるサービスのミスマッチが生じていたりするという課題も伺っていて、相談に繋がる手前で、情報にどうアクセスしたらいいか分からない方が多くいらっしゃいます。その辺りは区の方でアプリも開発されているところで、期待していけると意見させていただきましたが、課題だと感じたところです。

会長が作成した報告書について、相談支援の立場から意見を言わせていただくと、網羅的でこんな感じかなと感想を持たせていただきました。相談支援事業者懇談会の設定が書かれていて、6090問題のスクリーニングとの関係ということで、相談支援事業者同士もしくは行政も含めて、あるいは他職種の方と協議をする場があればいいと思って拝読させていただいています。一番下に、地域生活継続総合施策とありますので、こういうところを含めてとらえればいいのかと思いましたが、この懇談会のイメージは高齢者領域との連携を含めてのイメージで書かれていることなのか、気になったところでした。

会長

「親と本人の高齢化対策→地域生活継続総合施策」というのは、イメージとしては資料5、議題の5番目の地域生活継続課題懇談会です。今年度の地域自立支援協議会の中で、相談支援の方や重度訪問介護、短期入所、生活介護、グループホーム、医療的ケア児コーディネーターなど関連する方に集まっていたいただいて、秋に開催したいと思っています。そこから継続し、スピニアウト的な形で事業者間の懇談会に繋がっていけば素敵なことではないかと思えます。

委員

STEPえどがわと就労支援事業者連絡会と相談支援連絡会に出席させていただきました。今後開催予定の児童発達支援連絡会への参加も希望しております。3か所の懇談会に参加して、他の方から話に出ていない点としては、地域づくりです。福祉サービスの仕組みや、そこで働く人々を整備することはとても大切ですが、福祉がある社会を作っていくという地域づくりの観点も各連絡会で多く出ていたかと思います。一般市民の方に福祉の業界のことをどう知っていただくか、そのような場の設定も必要になると感じています。

話は逸れますが、8月28日に東京都地域自立支援協議会交流会に参加させていただきました。江戸川区からは、私を含めて2名参加させていただきました。地域自立支援協議会の在り方や、どんな活動をしているのかを学ばせていただいたところです。地域によっては地域自立支援協議会が縁日をやって、福祉と地域のつながりの場所を作っている取組をしている話もお聞きして、この協議会の在り方も、地域づくりの中で検討していけるといいのではないかと感じたところです。

会長

ありがとうございます。交流会については東京都の地域自立支援協議会から案内がありました。ご参加いただきありがとうございます。地域自立支援協議会自体が、江戸川区民の方から見える形にしていくことも大事なのかなと思いました。

委員

私も地域自立支援協議会の交流会に参加したので感想を述べさせていただきたいと思います。参加者それぞれが自分の区の話をしていて、その中で部会の話がたくさん挙げられていました。八王子市の協議会は当事者主体の運用をしていて、委員26人中10人が当事者とのことでした。知的障害にはサポーターも配置されていて、他の委員をフォローもできる形で、当事者が発言しやすくなっていると話されていました。

杉並区では、会議資料の事前説明があると聞きました。今回懇親会に参加しましたが、資料も選択も難しかったです。なので、今日のような場合も事前説明があるとよいと思いました。事前説明があることで、内容をよく理解することができるので、自分で思った意見を積極的に発言できると思います。もっと話せる場や声をあげられる仕組み、部会があればいいと思いました。

他の区で、イエローカードがあるという話を聞きました。当事者がなかなか自分の意見を出せないということで、イエローカードを出すことで意見の意思表示を出すことができるという仕組みがあったので、そういう導入があればいいなと思いました。

会長

ありがとうございます。イエローカードは民主党政権の障害者制度改革推進会議で行っていました。精神や知的障害者の方が会議に出席されていて、話の内容が分からなかった時にイエローカードを出すと、そこで会議が止められて話の内容を説明し直

すという仕組みだと思えます。

今日の会議の最後の方で、事務局から地域自立支援協議会の在り方の大きな提案があるらしいのですが、協議会が審議会のようになっていく方向で、本人や家族の方を中心に草の根的に行っていく、今までの江戸川区の地域自立支援協議会のイメージから更に離れていくような方向にもなっていく形なので、分科会など色々な方法を考えていかないといけないと感じました。

委員

3か所の懇談会に参加させていただきました。意見で特に良かったのは、江戸川区の支援は国や都が出来ていない切れ目を縫って、できる限りの支援ができていないかという好意的な意見を受け止めさせていただきました。隠れている意味合いは、ヘルパーの問題、財務的な問題、仕組み的な問題をごちゃ混ぜにして議論している部分がある現れではないかと思いました。特に、親が心配という高齢化の問題、各社会福祉法人は、全国レベルで自立支援施設の隣に高齢者の施設を作るなど、対策を急務に進めているところです。財務的な問題、サービスの問題、制度的な問題、個々に話し合う必要があると思えます。

会長

ありがとうございます。他に参加された委員で発言される方いらっしゃいますか。

委員

STEPえどがわでの懇談会の報告です。江戸川区で暮らしていくために必要なことというテーマで、江戸川区に住む障害当事者、事業所の代表者、サービス提供責任者、相談支援員、現場の介助者に尋ねてみました。

はじめに、事業者の代表者より、誰も取り残されないインクルーシブな社会を目指しているとの話がありました。これは区の取組でもある2100年の共生社会ビジョン、2030年のSDGsビジョンと共通するものだと思います。これより各自の回答になります。

- ・長時間の介護が必要な障害者に、家族に頼るのではなく、24時間介護を認めてほしい。
- ・重度訪問介護の担い手である事業所が少なすぎる。100件以上問い合わせをしても断られる状況を何とかしてほしい。
- ・これから加齢に伴い、できないことも増えてくるが、施設に戻りたくないなのでその時の必要に応じた支給量を出してほしい。
- ・障害を理解してほしい。聴覚障害者という理由で、耳元で大声で話されても困る。
- ・他の区で認められている事が江戸川区に転入した途端に認められなくなる。
- ・本来は切れ目のない支援が必要なのに重度訪問介護と介護保険の切り替えのタイミングでやりたいことができない。国が決めたことの間隙を自治体の仕組みで埋めてほしい。

- ・医療的ケア、重度訪問介護で他の事業者が撤退してしまう。特に移動支援は赤字になる。お金の問題ではないが赤字では何もできない。何らかの救済策を考えてほしい。
- ・通院などで待機を見守りとして認めてほしい。
- ・このような懇談会を定期的に頻繁に開催してほしい。ざっくばらんに相談できる場がほしい。

回答の報告は以上ですが、地域自立支援協議会の形骸化を懸念する声もありました。部会制を取り入れてみてはどうかという意見もありました。

私の思いとしては、「サービスがもう少し使いやすくなってほしい」のは勿論ですが、「重度の人ほど切れ目のない支援が必要である」と「施設入所ではなく家族介護に頼ることなく安心した地域生活が送れるようにする地域づくりが必要である」を叶える肝となるのが「支給量」です。「支給量744時間」が人権の尺度と言っても過言ではありません。江戸川区の2100年の共生社会ビジョン、2030年のSDGsビジョンは素晴らしいです。夢があり、希望や生きがいを感じます。私も難病障害当事者の立場から、江戸川区の2100年の共生社会ビジョン、2030年のSDGsビジョン、「支給量744時間」を目指します。

会長

ありがとうございます。他にご意見ありますか。

委員

私はヘルパー不足の課題を聞いて、就労で何かできないかと考えております。ヘルパーの広い仕事をヘルパーが全部やらなければいけないのでしょうか。専門的な部分はヘルパーが、この部分なら障害のある方でもできる、などBPOとして就労に変えていく。特別支援学校の技術科でも介護のコースで未来を目指す人材もいますので、サービスを行う事業所を作っても面白いとか、仕事を切り分けた時に人材不足の課題は解決できないのか、それが地域の中でみんなを支え合う、よりよい地域共生につながるのではと思いながら聞いていました。この部分はこの人達が支え合えて、それが仕事・就労になっていき、そうするとこの地域課題はクリアできるのではと思います。その辺のアドバイスや情報をいただけると助かります。

会長

ありがとうございます。高齢者の介護も、実際65歳以上の方がされていることが多くなっていますし、住宅改造である程度解決できる部分もあります。全ての分野が人手不足になっていきますので、考えていかないといけないと思います。

他にご意見ございますか。ないようでしたら次の議題に行きたいと思います。

議事2「障害福祉計画・障害児福祉計画構成（案）」と議事3「障害福祉計画・障害児福祉計画の計画策定の基本的な考え方」、2つ合わせて事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

資料2と3をご準備いただければと思います。

資料2は第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の構成案になっています。詳しい説明は資料3でさせていただきます。

第1章の計画策定の目的は先程お話しいただいております。計画の位置づけでは根拠法令が記載されています。今回は議論しませんが、障害者計画は基本的な事項を定める中長期の計画で、障害者基本法に基づくものです。今日これからご説明する障害福祉計画、障害児福祉計画の根拠法令は、総合支援法と児童福祉法に基づくもので、見込量と提供体制を確保するための計画となります。この2つの計画を一体的に策定していく形になっています。

次のページ、近年の関連法令の改正については、詳細はお読みいただく形でもよろしいかと思えます。ここにはございませんが、先程の話にあった第3回定例議会に、障害のある人も自分らしく暮らせるまち条例を上程させていただいておりますので、議会の通過を待って、こちらの条例のことも掲載させていただければと思います。

4ページ、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針については、令和5年5月に指針となるものが出ておりますので、そちらに基づいて策定していますというところです。

江戸川区障害者基本計画との関連では、第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画を今回議論させていただいて、次回以降に議論する障害者計画は策定済みの2100年共生社会ビジョン、2030年SDGsビジョン、あとは障害分野の条例や国の法令、国の計画、東京都の計画を勘案しながら策定するという流れになっております。さらに、障害者の権利に関する条約の理念や、江戸川区の他計画である子ども・子育て支援事業計画や高齢者に関する計画と調和を保つ形で策定を考えています。

次のページ、計画期間です。障害者計画は令和6年から令和10年の5年間ですが、障害福祉計画・障害児福祉計画につきましては3年間で考えております。

計画の対象は、障害者の定義に基づいて進めていくことになっております。

会長

ありがとうございます。これから議論していただく障害福祉計画と、本年度は障害者計画と江戸川区で両方作らなければいけないという話を前回させていただきました。

障害福祉計画は、障害者総合支援法で定められている障害福祉サービスについて、今後3年間、江戸川区ではどの位の分量を見込むかという計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法で定められているサービスも障害福祉計画同様に審議をこれからお願いしたいというところです。

ご質問等ありますか。よろしければ次の議題に行きたいと思えます。

議事4「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画成果目標について」、事務局からお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

資料4をご覧ください。こちらの資料では令和6年度から令和8年度までのサービス見込量について、事務局で推計したものを示しています。推計にあたりましては、国が示している障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針と区の実情、アンケート調査の結果による皆様のお声などを踏まえて、成果目標とサービス見込量を設定させていただいております。

第7期江戸川区障害福祉計画の成果目標から説明させていただきます。細かい表なのでポイントを挙げてお話しします。

まず、「施設入所者の地域生活への移行」について、国は施設入所者を削減する方向を立てていますが、区の特徴を鑑みますと、令和8年度末には現状の入所者数を維持していく形で設定したいと考えています。

次に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、資料下部に令和2年度から令和6年度目標の「各サービスの目標値」を定めた表があります。入院をしている人の地域移行を推進していこうと考えています。

2ページ目、「地域生活支援の充実」について、障害が重くなっても、親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けることを目的とした国の方針である、地域生活支援拠点について謳っています。江戸川区では、面的整備型ということで令和3年度から行っておりますが、今後、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりといった項目で区の実情を整備し、体制の具現化をしていきたいと考えています。

続きまして、「福祉施設から一般就労への移行等」について、これは国の方針に則りまして、令和3年度を基準値としております。ご覧のとおり、推進していく計画です。

3ページ、「相談支援体制の充実・強化等」および「障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築」につきましても、現在の状況における課題を整理し、令和8年度末までに体制確保するという姿勢でやってまいります。

4ページから障害福祉サービスの見込量になります。見込量の算出につきましては令和3年度から令和5年度の過去3年間の実績の傾向から算出したうえで、昨年度実施したアンケート調査の結果に基づくニーズ等を勘案して設定をしております。サービスの種類が多いので、特徴のあるサービスについて説明させていただきます。

5ページの③行動援護について、国の計画策定の方針に、強度行動障害のある方への対応スキル向上について、人材育成の面で取り組むと謳われておりますので、江戸川区でもその方針に則り、新たな事業所の参入を促進していきたいと考えています。

8ページの④就労選択支援について、こちらは令和6年度から新設されるサービスメニューで、障害者本人が就労先や働き方について、就労アセスメントという手法を用いて客観的に本人の希望や能力、適性に合った就労選択を支援するものです。新設された事業ですので、見込量は現状から分かるところで推計しています。

10ページの⑩福祉型の短期入所について、江戸川区では障害者支援ハウスを中心に短期入所のサービス提供をしております。南北に長い江戸川区で南側にあるということもあり、送迎サービスをやらない中での短期入所ですので、区内各地で福祉型の短期入所が利用できるように事業者の新規参入を図っていきたいと考えています。令和

3年度から令和5年度の実績からみると令和8年度までのサービス見込量は、新規参入を図ると言いながらも下降気味に推計をしております。これはグループホームへの入所を勘案して推計したものになります。短期入所は本人のためのサービスというよりは、ご家族のレスパイト等のサービスですので、そのようなことを考え合わせた推計となっています。

11ページの医療型の短期入所ですが、こちらは現在、区内に事業所がありませんので、新規参入について色々な方の協力を得ながら注力していき、区内に医療型短期入所ができるよう、進めてまいりたいと考えています。

12ページの②共同生活援助（グループホーム）について、23区では江戸川区は整備が進んでいます。一方で、重度の方が利用できるグループホームはごく限られているのが現状です。ヘルパーの体制強化も含めて支援することを考えながら、引き続き、重度化に対応したグループホームの整備に力を入れていく方針です。

14ページから23ページに掲載している地域生活支援事業は、区の独自性を生かして設置する事業になります。次期計画につきましても現行どおり継続していきたいと考えています。

22ページの（3）地域生活支援促進事業の（ア）重度障害者等就労支援事業、（イ）重度障害者大学等修学支援事業の2つは今年度から設置したもので、今後も支援を促進していきたいと考えております。

今までは成人の障害福祉計画でしたが、24ページからは児童の障害児福祉計画になります。成果目標「障害児支援の提供体制の整備等」は国が示しているもので、江戸川区では区立の児童発達支援センターを来年度1か所増設するという計画です。区内で3か所になり、重度障害児の支援を更に充実させていきたいと考えています。

見込量の算出につきましては、成人と同様に、ここ3年間の実績値とアンケート調査等を勘案して推計しています。

児童の方はまだ3期ということもあり、サービスの量を見込めない部分もありますので、児童支援発達センターの力を区の方も入れながら、必要なサービスが必要なところへ届くように、整備を進めていきたいと思っております。資料4の説明はこれで終わらせていただきます。

会長

ありがとうございました。かなり細かい話になりますが、お気付きのところからご指摘していただけたらと思います。

委員

相談支援の立場で気になるところがありまして、13ページの①計画相談支援の令和6年度からの見込量です。個別支援給付が必要な方には、案を作成する中で降りてくるとは思いますが、7ページの①生活介護をみると、令和5年度から令和8年度にかけて250人ぐらいの人数増で、利用者数も1,500人を超えるような見込量となっています。確かに人材不足は指摘されているところですが、これをカバーするだけの計画相談支

援が書かれているべきではないかと思います。

会長

7 ページにある①生活介護、これはデイサービスですが、令和 8 年度の目標値が 1,519 人に対して、13 ページの①計画相談支援の目標値が 1,400 人となっており、ギャップの 119 人分はどこへ行ったのかという質問ですね。

障害者福祉課計画調整係長

確かにそういった整理が改めて必要かと思imasuので、数字については改めて見ていきたいと思imasu。

委員

3 ページ、成果目標「相談支援体制の充実・強化等」は、「数値目標の区の考え方」の欄がありませんが、これはまだ精査中ということでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

区の考え方は、数字を示している部分について、数値目標の区の考え方を掲載しています。

委員

そうすると、ここに掲載してある「基本指針に定める目標」は、基幹相談支援センターの強化体制の確保や協議会の必要な体制を確保と書いてありますが、それぞれ区の方針は出てくる予定なのでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

具体的な内容ではなく「令和 8 年度末までに体制確保」と記載したため、そのような質問をいただいたのだと思imasu。ご指摘いただいたとおり、国の基本方針に定める目標として、基幹相談支援センターの中身、地域自立支援協議会の中身、検討の仕方が細かく基本趣旨の中に定められたのが今回の基本指針の特徴であります。数字で示す部分ではないので、そのような書き方にさせていただいたのですが、基幹相談支援センター、協議会と国の項目列挙で国が定めている目標に合わせた形で、皆さんの声もいただきながら、全体の体制として 3 年間の中でどういう形でやっていくのかということを通理解で確保できたらよろしいかと考えています。今のところはまだ中間のまとめですので、本日のところはそのような書き方にさせていただきました。実際、計画書を作る時にはもう少し煮詰めた形で掲載できればと思imasu。

委員

是非お願いします。協議会のことも書いてありますし、今後 3 年間、協議会がどういう方向性で向かっていくのか、見えた方が皆さんいいかなと思imasuので伺いました。

もう一つ、5ページの重度訪問介護の時間数ですが、前回の計画を見させていただいている中で、重度訪問介護の時間数はいつも見込量が増えない推計になっておりまして、この出し方はどのようにされているのでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

見込量は、基本的には過去3年間の実績から算出しています。ただ、実際に担っていただける事業者の体制、事業者の数、人材の確保、その辺りの区内の状況を勘案させていただいての数値を見込量として算出している部分もございまして。見込量の算出の仕方についても確認していきたいと思っております。

委員

他の項目は「新規参入や人材育成に取り組む」と記載があり、サービス量や見込量の数値も増量しているものが多いなかで、維持する形なのか、もう少し推測できる根拠を語ってもらえるとよいと思いました。

委員

私は視覚障害の視点から考えました。令和8年度までにということでしたら、同行援護の支給量を増やしていただきたいと思っております。同行援護の支給量の利用の仕方は各自で異なるので、それぞれその人に合った支給量が提供されれば、自分の意思で色々な所へ出向いて行くことができると思っております。同行援護が制限されて必要なところに行くことができない状況があるのは公平性にかけるのではないのでしょうか。そのような方々の意見をたくさん受けております。どうか令和8年度までに、視覚障害者の同行援護支給量の改善をよろしく申し上げます。

障害者福祉課計画調整係長

貴重なご意見として承らせていただきます。同行援護は6ページに掲載されております。サービス量は令和5年度の4,092人日分から令和8年度の4,840人日分で増えています。利用者数は令和5年度が186人で、3年後は220人という計画になっております。

障害者福祉課長

おそらく50時間とされているガイドラインの増量と、国の基準で対象外になっているサービスについてのご意見かと思っております。どちらにしてもご意見として伺って、今後の検討課題としていきたいと思っております。

会長

懇談会でも切れ目のないサービスの希望があり、国でもしてもらえないサービスは江戸川区でしてほしいという意見があったと思っております。地域生活支援事業、移動支援だと単価が下がってしまっていますが、その辺りで補うとか、移動支援の中に視覚障害者用のものを入れて、地域生活支援事業は区独自で単価を作ったりできるので、財政の話

も出てくるかと思いますが、そういう方向の検討をしていただきたいと思います。

障害者福祉課長

特に同行援護の方だと意思疎通でも苦労していると伺っています。地域生活支援事業の中にそういったものがありますので、活用しながら隙間を埋める形で考えていくこともできると思います。

委員

高齢化の問題でお話しさせていただきます。当事業所に通われている方は30年入院して退院された方です。今年65歳になり、介護保険優先で障害福祉サービスは使えなくなるため通えなくなります。6ページにある日中活動系サービスについてですが、見込量の補足で65歳以上の介護保険と65歳未満の障害福祉サービスのどちらにも使える共生型サービスがあるのを聞いたことがあり、その設置も必要だと思います。65歳以上の方も安心して暮らせるように、このような状況を一緒に話し合える場があればいいと思いました。先程、会長から資料5の障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会についての話がありましたが、その中の地域生活継続課題懇談会で、高齢の方の話の場も作っていただきたいと思います。

会長

ありがとうございます。65歳以上の障害者の方のサービス継続については、自動的に介護保険に当てはめるのではなく、個々に自治体で判断するという通知が厚労省から出ていたと思います。江戸川区ではどれくらいフレキシブルに対応していますか。

障害者福祉課計画調整係長

基本的に通知に基づいて対応しています。ただ、介護保険のサービスにない総合支援法のサービスについては、通知とは別に、優先的に使えるということもありますので、そことの考え合わせであると思います。お話しいただいた共生型サービスは、区役所近くに高齢者が使うデイサービスがあり、そこが令和5年8月1日から共生型の指定を取得し、障害のある方にも高齢の方にもサービスを展開しています。10月には同じ法人が運営している特別養護老人ホームのデイサービスを共生型にされるという話も聞いておりますので、おそらく秋にはもう一か所、共生型の生活介護施設が増える予定かと思います。区内初の共生型の事業になりますので、利用者の状況や運営されている法人の感触がよければ、今後広がるのではないかと期待しています。見学も受け付けていると聞いていますので、よろしければお出かけされたらと思います。

会長

将来的には、そのような方向が検討されているということだと思います。

委員

65歳になっても今まで一緒にいた仲間と離されてしまうことなく障害福祉サービスを利用する場合、今通っている事業所が共生型の指定を受けるしかなく、事業所でそれができないと、障害福祉サービスの継続が難しい現状です。共生型障害福祉サービスは、高齢者施設に65歳前から行くことができるというだけで、今サービスを利用している方で事業所を移らなければならなくなる方は、今までの仲間と違う場所に行くことになるので、使うメリットはそんなになんと感じます。

障害者福祉課計画調整係長

ご指摘いただいた方面の見方も確かに伝えます。今、委員が補ってくださったことも踏まえて、今一度ご説明させていただきますと、総合支援法の障害サービスは65歳になったからといって介護保険にすぐ移行しなさいという厳しいものではありません。今の生活介護にもう少し通いたいというご希望があり、事業所でも通って大丈夫ということであれば、そこに通っていただきながら、共生型とか通所、デイサービスの方が通いやすくなった時にソフトに変えていくのが認められておりますので、個々のケースで相談に応じながら対応できます。

会長

計画相談事業所がその辺をしっかりとやっていただきたいですね。生活介護という名前が介護保険と障害福祉サービスと一緒にだから、介護保険にもあるじゃないかというやり方はダメだというのは厚労省も認めていて、ただ本人が行きたいだけでも困るので、介護保険のサービスでは提供できないサービスをやっていることを相談支援事業者が上手に書いていただきたいです。高齢化問題は一番大事な問題なので、そのサービスが途切れるのは、何とかしておかないといけません。

委員

相談支援における課題について話し合うと、必ず出る介護保険への移行ですが、相談支援でも先程ご指摘いただいたようなことを、しっかり伝えられるようなプラン作成スキルを身に付けていかなければならないと思います。この話と合わせて、件数は少ないと思いますが、介護保険サービスを利用している第2号被保険者の方が、生活保護を受けた時、障害福祉サービスが優先されて、使い慣れていた介護保険サービスが使えなくなり、障害福祉サービスに移行しなければならないケースがありました。高齢者施策と障害者施策の相互のリレーが、今後も議論されていく必要があると思いました。

会長

そこが難しいところで、高齢者のデイサービスに行って配慮してほしいなど色々なケースがあると思います。そこを相談支援に全部お願いするのは難しいと思いますが、そこしかやってもらえないところがないと思うので、よろしくお願ひします。

委員

就労のところで意見ですが、2ページ、就労支援の分野、障害者雇用が今年、来年で大きく変わろうとしています。働いている障害者がサービスの併用、送り出していく中で時間数を伸ばしていくとか、あくまで時間配分が変わっていくという概念での併用が出てきて、障害者雇用が来年2.5%に上がって、さらに2.7%に上がっていく。障害者雇用の監査も週20時間から10時間になり、雇用の促進が図られていく中で、この目標はある程度期待を込めて言ってもいいと思いますが、移行支援や全体的なパイを大きくという訳にはいかないと思います。就労継続に通っている方が企業で働きたい時の入り口は少し変わっていくと思っていますので、ここの数字が少し気になりました。

続いて、8ページの就労選択支援は、ある程度の枠組は出されています。来年3月の通知と共に具体的なところが発表されていくと思いますが、このサービスについては、例えばこれから働きたい、就労継続事業所で働いているが一般企業で働いてみたい、就職していたが辞めてしまい、また働こう、というところの丁寧なアセスメントが必要な方がいらっしゃいます。自分の働ける可能性をアセスメントを通じてという思いを込めたサービスになっていくと思います。移行の部分は丁寧なアセスメントをしていった方がいいとなった時に、この数字目標に違和感はないと思いますが、就労センターをうまく活用するとこの数字も増えていく、一般就労に繋がってくれるといいなと思い、江戸川区の中でうまく活用してくれたらと思いました。

障害者福祉課計画調整係長

色々ご意見をいただきましたので、関係機関と相談させていただきながら、数値目標についても見直しをしていきたいと思っています。

会長

他にこれだけは発言しておきたいということがありますか。よろしければ、議事4は終了させていただきます。

続いて議事5「障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について」、事務局からお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

資料5をご覧ください。

今後、区の障害者施策推進の基本的な考え方を定めていくという障害者計画について、議論をしていただくこととなります。それに伴い、これまでの区の課題や7月からご参加いただいた懇談会において抽出された課題などを踏まえ、テーマ1からテーマ3に絞り、関係機関の方にお集まりいただいて意見をいただきたいと思います。

障害者計画を策定する方向性として、このようなテーマで取り組んでいきたいと考えておりますが、委員の皆様のご意見をいただければと思います。

会長

障害福祉計画については、成果目標等についてご意見いただいて、これを事務局の方で反映して、最終的には次回か第4回でご提案することになると思います。

次は、障害者計画を策定するために、テーマ別懇談会をこのように3つ設定して、9月から11月に実施します。委員の皆様にご協力いただきながら内容をまとめて、できる限り障害者計画に反映させていきたいと思っています。

テーマ別懇談会については、第1回協議会では、国の基本計画や国連の日本への総括所見で重視されているものを取り上げて、インクルーシブ教育の推進、総合的な就労支援、精神障害者の地域移行という案を出させていただいていたのですが、もう少し江戸川区のニーズに沿った形で考えて、この3つを提案させていただきました。

基本目標の「どんなに障害があっても住み続けられる江戸川区」は、私が国の基本計画や国連の総括所見、江戸川区のSDGsビジョン、障害条例案とアンケート結果全部に共通するような要素は何かを探し、参考に事務局にお伝えしたもののなので、他に代替案があればお願いします。

とりあえず、これを仮の案と考えると課題を挙げていくと、江戸川区で年を重ねても、障害が重くなっても住み続けたいという意見が多くありましたが、なかなかそういうことができる状況ではないので、それをどうしたらいいかを考えていく懇談会です。

1つ目のテーマは、地域生活支援拠点を具体的にどういう形で作っていくかです。懇談会では、車椅子対応のグループホームが少ないという意見がありましたが、これも急ぎの課題だと思います。6090世帯にどういう支援体制を作っていくか。懇談会を開催して委員の皆さんだけでなく、委員以外の方からもお知恵を拝借したいと考えています。座長は私が務めさせていただきたいと思っています。

2つ目のテーマは、医療的ケア児・者への支援です。アンケート調査結果にもあるように、医療的ケア利用者の福祉サービス利用がなかなか進まない傾向がありますので、どのように促進できるかというテーマでご意見伺いたいと思いました。こちらは医療的ケア児支援関係機関連携会議が設置されていますので、そこに地域自立支援協議会が相乗りさせていただいて、課題を話し合ってもらいたいと思います。座長はこの会議のメンバーでもある守島副会長にお願いしたいと思っています。

3つ目のテーマは、災害要配慮者支援です。災害要配慮者支援課が本年度新設され、委員の皆さんにも夏にアンケート調査が来て、回答していただいたところです。その課では今どのような計画を策定していて、今後どこまでやってもらえるのか、障害者計画には掲載すべきなので、災害要配慮者支援課長にご参加いただき、情報交換したり意見を伺ったりしたいと思います。本協議会でも一昨年度に「障害者の防災マニュアル」を検討していますので、戸倉副会長に座長をお願いしたいと思っています。

この3つの内容でテーマ別懇談会を設定したいと思いますので、懇談会の設置と座長の選出について、ご審議お願いします。ご質問、ご意見がございますか。よろしければ、資料5については、ご賛同いただいたということをお願いいたします。

委員の皆様には、関心のある懇談会に参加していただきたいと思っています。具体的な日程調整ですが、テーマ2の医療的ケア児・者の懇談会は相乗りですので、医療

的ケア児支援関係機関連携会議の日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡して、ご都合のつく範囲で参加いただく形でいいですか。テーマ1と3の懇談会は、地域自立支援協議会の方で独自に設定しますが、委員以外の方にも参加をお願いする予定ですので、できれば医療的ケアの懇談会と同じように、事務局で日程調整して委員の皆様にご案内した後で、ご都合がつかない範囲で参加いただく形にさせていただければと思います。

懇談会ごとに別のテーマを設定していますが、医療的ケアの懇談会では、災害避難についてもご意見を聞いていただければと思います。災害要配慮者支援懇談会でも事業者が参加されると思いますので、余裕があれば他のテーマについても伺っていただければと思います。よろしくお祈りします。

それでは、議事6「その他について」、事務局からお願いします。

障害者福祉課長

一点ご説明させていただきます。この協議会は要綱に基づいて運営させていただいていますが、第3回定例議会に「江戸川区附属機関の設置に関する条例」を上程させていただいております。現在の庁内にある24会議体を、地方自治法に基づく附属機関として位置づけるという形の条例になっています。24会議体の中のひとつに地域自立支援協議会が入っていますので、条例による設置の会議という位置付けに変更となります。議会を通過させていただいた際に、次回の協議会になると思いますが、位置づけを説明させていただく予定です。

会長

次回、11月の協議会の時にご提案があるということです。

障害者福祉課計画調整係長

次回の第3回協議会は11月13日月曜日、午後2時から午後4時に開催させていただきます。会場は本日と同じグリーンパレスの高砂・羽衣の間になります。詳細が決まりましたら、ご通知いたします。

会長

時間になりましたが、委員の方からご連絡等ございますか。

以上をもちまして、第2回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

— 終了 —